

高知県森林整備公社貸付金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が一般社団法人高知県森林整備公社（以下「公社」という。）が実施する事業に必要な資金の貸付けを行うことにより、その円滑な運営を図り、もって農山村経済の振興に寄与することを目的とする。

(貸付金の額等)

第2条 貸付金の額は、公社の経営に要する事業費から、県の造林補助金、株式会社日本政策金融公庫からの融資金その他の収入を差し引いた不足見込額（以下「運営資金」という。）に予備費を加えた額の範囲内とする。

2 貸付金の利率及び償還時期は、次のとおりとする。

(1) 利率 無利子

(2) 償還時期 貸付けを受けたときから70年間

(貸付けの申請)

第3条 公社が貸付金の貸付けを受けようとするときは、別記第1号様式による高知県森林整備公社貸付金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、正副2通を知事に提出しなければならない。

(1) 当該事業年度の事業計画書

(2) 当該事業年度の予算書

(3) 前2号に掲げる書類のほか、知事が別に指示する書類

2 公社は、前項第1号及び第2号に掲げる事業計画書及び予算書について、あらかじめ知事と協議し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定等)

第4条 知事は、前条第1項の規定による高知県森林整備公社貸付金貸付申請書を受理したときは、これを審査の上、貸付額を決定し、別記第2号様式により契約を締結するものとする。

(事業完成届の提出)

第5条 公社は、当該年度の事業計画を完成したときは、直ちに事業完成届に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業完成調書

(2) 経費精算書

(目的外使用の禁止等)

第6条 公社は、貸付金を貸付けの目的以外に使用してはならない。

2 知事は、公社が前項の規定に違反した場合又は当該事業に係る支出額が予算に比して減少した場合は、既に貸し付けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

附則

この要綱は、平成 21 年 12 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

令和 第 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所

名 称

代表者

生年月日

高知県森林整備公社貸付金貸付申請書

次のとおり森林整備公社貸付金の貸付けを受けたいので、高知県森林整備公社貸付金貸付要綱第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

貸付けを受ける金額	円
関係書類名	

第2号様式（第4条関係）

令和 年度高知県森林整備公社貸付金契約書

貸付人高知県（以下「甲」という。）と借受人一般社団法人高知県森林整備公社（以下「乙」という。）とは、高知県森林整備公社貸付金貸付要綱（以下「要綱」という。）の定めによる資金の貸付けに関し、次の条項によりこの契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
（貸付けの目的）

第2条 甲は、乙に対し、要綱第2条第1項に規定する運営資金として、貸付けを行うものとする。

（貸付金及び利率）

第3条 前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、
金 円とする。

2 貸付金に付する利息の利率は、無利息とする。

（貸付日等）

第4条 甲は、貸付金を令和 年 月 日に乙の請求に基づき、乙に貸し付けるものとする。

2 乙は、前項の規定により貸付金を借り受けたときは、甲に受領書を提出するものとする。

（償還期限及び償還方法）

第5条 乙は、貸付金を、貸付けを受けた日から70年以内に甲に償還するものとする。

2 乙は、造林した立木の伐採を含む乙の事業による収益があった場合には、貸付けを受けた金額を一時に又は分割して甲に償還するものとする。ただし、その償還方法及び毎年度の償還金額は、甲乙協議して定めるものとする。

（貸付けの条件）

第6条 乙は、要綱に定めるもののほか、次に掲げる条件に従わなければならない。

（1） 貸付金を第2条に規定する貸付の目的以外に使用しないこと。

（2） 貸付金の使用状況が第2条に規定する貸付けの目的に適合しないと甲が認めた場合は、甲の指示に従わなければならないこと。

（償還期限の繰上げ等）

第7条 甲は、前条第2号の規定による指示により償還期限を繰り上げる場合のほか、次に掲げる場合は、貸付金の全部又は一部の額（以下「繰上償還額」という。）について、償還期限を繰り上げることができる。

（1） 乙が前条の規定に従わないとき。

（2） 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（3） 甲が貸付金に係る債権の保全上必要があると認めたとき。

- (4) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (5) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
 - (6) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - (9) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (10) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (11) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は役員等が暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、前条第2号の規定による指示又は前項の規定により償還期限を繰り上げられたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けの日の翌日から償還する日までの期間の日数に応じ、繰上償還額に対し、年3パーセントの割合を乗じて得た金額及び繰上償還額の合計額を甲に納付しなければならない。

（遅延利息）

第8条 乙は、償還期限又は繰上償還をすべき期限までに、貸付金又は繰上償還額の全部又は一部を償還しないときは、その期日の翌日から支払する日までの期間の日数に応じ当該遅延した金額に対し、年14.5パーセントの割合をもって計算して得た金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第9条 第7条第2項の年3パーセントの率による金額及び前条の遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(契約の費用)

第10条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第11条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

貸付人 高知県
契約担当者 職氏名

借受人 住 所
氏 名